



飛躍の一年になりますように

あけましておめでとうございます。

当事務所は12月決算ですので、1月より第17期のスタートとなります。(法人化してからの年数ですが、個人事業の創業から数えると40年を超えています)

現在の社員数は16名で、この1年は増減がありませんでした。残念ながら昨年は新人を採用することができませんでした。退職者もおらず、昨年を乗り切ることが出来ました。ひとえにお客様のおかげであり、あらためてお礼を申し上げます。

毎年、年初に所内で3ヶ年の経営計画を発表し続けていますが、なかなか計画通りにことが進むことはありません。一進一退を繰り返しているような状況ですが、今年は良い人材を少なくとも1名、新たに採用したいと考えています。その他にも改善すべき事項が山積していますが、「当たり前」のレベルを向上させて皆様のお役にたてるよう邁進してまいります。

本年もよろしくお願いたします。

(所長：税理士 本野 智之)

皆様も
笑顔あふれる
一年となります
ように!

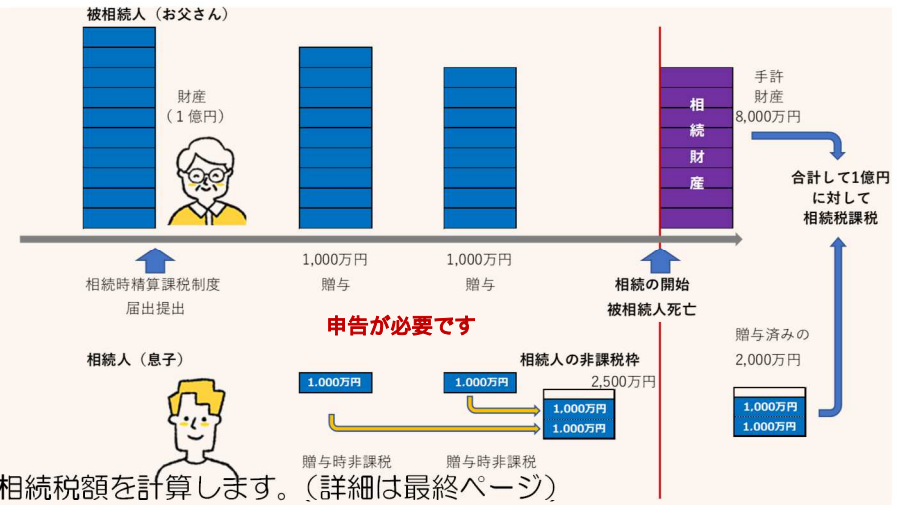


令和4年12月23日に、令和5年度税制改正大綱が閣議決定されました。その中から皆様に影響のあるものをご紹介します。
今回は相続に関わる改正について、次回は消費税インボイス制度に関する改正についてお伝えする予定です。

おさらい 贈与税の課税方法には「**暦年課税**」と「**相続時精算課税**」の2つがあり、贈与を受けた方は贈与者(贈与をした方)ごとにそれぞれの課税方法を選択することができます。
暦年課税と相続時精算課税それぞれの選択による相続税については最終ページを参照してください。

「相続時精算課税」を選択した場合

- ①親子間などの贈与で一定の要件に当てはまる場合に選択可能な制度です。
- ②1/1～12/31までの1年間に贈与を受けた財産の価額の合計額から2,500万円の特別控除額を控除した残額に対して一律20%の贈与税がかかります。
- ③いったん「相続時精算課税」を選択すると、その贈与者から贈与を受ける財産については、その選択をした年分以降すべてこの制度が適用され「暦年課税」へ変更することはできません。贈与者が亡くなるまで、贈与の都度、申告が必要になります。



相続税は? 相続財産と贈与財産を加算して相続税額を計算します。(詳細は最終ページ)

改正1. 「相続時精算課税制度」について毎年110万円の基礎控除を創設

現行法では、一度、相続時精算課税制度を選択すると二度と暦年課税の110万円の非課税枠を利用することができません。今回の改正により、**相続時精算課税制度選択後も、毎年110万円(基礎控除)以下の贈与については、贈与税申告が不要**になります。相続税の計算において加算される金額は贈与財産の金額から過去の基礎控除額を控除した後の金額となります。

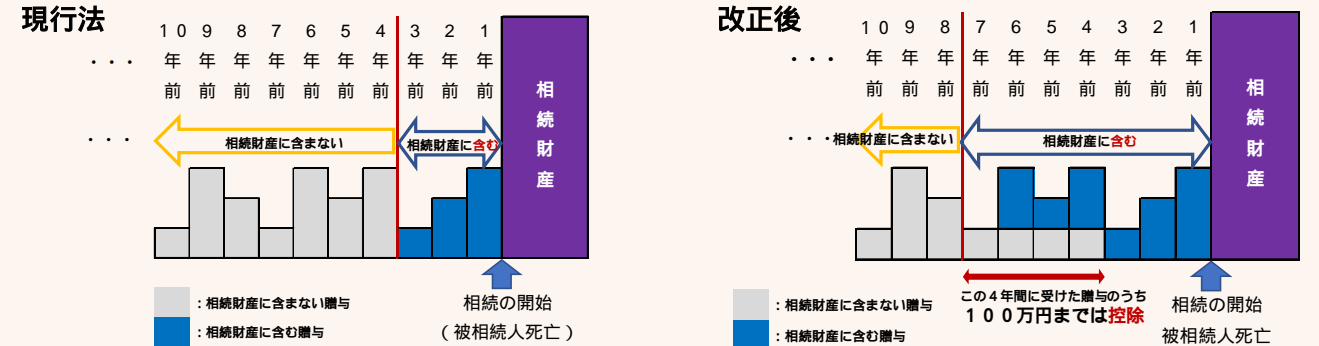


改正2. 生前贈与加算制度の見直し(加算期間の延長)

現行法では、相続開始前3年以内に贈与を受けた財産について、相続税の計算上、相続財産の価額に贈与財産の価額を加算する必要があります。

今回の改正により、相続時に加算される贈与期間が「**相続開始前3年以内**」から「**相続開始前7年以内**」に4年間延長されます。ただし、**延長した4年間の贈与については総額100万円までは相続財産に加算されない措置**がとられます。

※令和6年1月1日以後に贈与により取得した財産に係る相続税について適用。



担当者より 国会の審議によっては変更となる場合があります。詳細は当事務所職員にご確認ください。(担当：林 宏紀)

げんき堂鍼灸整骨院アルプラザ金沢 さん

を紹介しませう

今回は、アルプラザ金沢の中にあるげんき堂鍼灸整骨院アルプラザ金沢さんを紹介いたします。ショッピングモールの中にあり、平日は夜の 20 時まで受けつけてもらえ、土曜、日曜、祝日でも施術を受けられるので平日なかなか通えないという人にはとてもありがたい整骨院です。

整骨院の施術とは？

整骨院では、柔道整復師という資格者によって骨折や脱臼・捻挫や打撲など、ケガした患部に注射や内服薬を使用せず、主に柔道整復術によりケガをした箇所を治療します。人の持つ自然治癒力を施術によって最大限に引き出し、回復力を早めることが整骨院の最大の特徴です。

保険診療の施術

外傷（ケガ、スポーツ損傷）療法
一般的なケガ（足首の捻挫、肉離れなど）や様々なスポーツ時に発生する損傷に対して措置を行います。
保険鍼灸（医師の同意が必要です）
次の6疾患については、健康保険で鍼灸治療が受けられます。神経痛（部位はどこでもかまいません）・リウマチ・頸腕症候群（首から肩への痛み、ひどい肩こりなど）・五十肩（肩関節の痛み）・腰痛症（ぎっくり腰を含みます）・頸椎捻挫後遺症（ムチウチなど）

保険適用外サービスの診療

無痛整体
関節の整体を行い、全身のバランスを整えます。当院では体に無理なく負担をかけずに施術を行います。
筋肉調整
筋・靭帯を緩め、部分と全体のバランスを整えます。
鍼灸
症状に合わせて全身・部分的にはり・お灸で刺激し、免疫機能を高め、自律神経のバランスを整える治療法です。美容鍼灸も行っています。

施術者紹介

高田さん：鍼灸師。
穏やかな方で優しい話し方や丁寧な施術にも癒されます。

中田院長：柔道整復師。
豊富な知識と確かな施術で不具合を直してもらえます。

明正さん：女性の柔道整復師。
柔道整復師のうちで女性は 2、3 割しかいないそうです。小柄なのにどこにそんな力が？ 絶妙な力加減で施術をしてくれます。とても明るい方です。

初めまして、鍼灸師の高田と申します。18 歳の頃、腰を痛めた時にこの業界を知り、以来今日に至るまで皆さまのお役に立てる様励んでいます。鍼と聞くと痛いイメージを想像される方も多いかと思いますが、当院で使用している「はり」は髪の毛より細い物を使用しておりますので安心してうけて頂けます。中にはリラックスして寝てしまう方もいらっしゃいます。お身体の痛み、疲れ等ありましたらいつでもお待ちしております。

こんにちは、げんき堂鍼灸整骨院アルプラザ金沢の中田と申します。当院での治療は痛みを取り除く事だけでは無く全身の状態を整える事で、将来起こり得る身体の不調を予防する所までを目的としております。世の中の方々がより健康的に仕事や生活をしていただく為の『お手伝い』それが私達の社会貢献であり、同時に喜びであると考えております。是非、私達に皆様の健康のお手伝いをさせて下さい！

買い物ついでに立ち寄れる場所に在る立地から女性の患者様も多く、怪我の治療から女性特有の身体の悩みまで、色々な症状のお話を伺います。『あれっ この痛み昨日もあったかも...。心配だしげんき堂で聞いてみよう』と、ちょっとした心配事や悩み事を気軽に相談出来る場所として、みなさんのお役に立ちたいと思っています。

交通事故指定院

交通事故にあっってしまったら、不安なことがいっぱいですよね。げんき堂さんでは体の痛みのケアから、事故に関してのあれこれ、保険会社対応や慰謝料に関することまでトータルサポートをうけることができます。知らないで損してしまうことの無いように、情報を提供させていただきます。

担当者より 病院に行くほどでもないけど身体の調子がちょっと良くないというのは誰にでも経験があるかと思います。げんき堂さんならちょっとした体の悩みについて気軽に相談できますので、ぜひ一度ご利用されてみてはいかがでしょうか？
(担当：細川 航太)

げんき堂鍼灸整骨院

アルプラザ金沢
住所：金沢市諸江町 30-1
アルプラザ金沢店 2 階
電話：076-256-5548
営業時間：10:00～21:00
(20:00 受付終了)
日曜祝日は 10:00～18:00

1月・2月の税務と行事

○日曜日・祝祭日 ○表会計休業日

SUN	MON	TUE	WED	THU	FRI	SAT
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30	31				
10日	源泉所得税の納付（毎月）					
20日	源泉所得税の納付（納特）					
31日	11月決算法人の確定申告 5月決算法人の予定・中間申告 法定調書の提出（国） 償却資産申告・給与支払報告書提出					

SUN	MON	TUE	WED	THU	FRI	SAT
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28				
10日	源泉所得税の納付（毎月）					
16日	所得税確定申告 受付開始					
28日	12月決算法人の確定申告 6月決算法人の予定・中間申告 固定資産税（金沢市）第4期納付					

連載中 励ましと自省の言葉

会長（表征史）の新年の挨拶と祈りの言葉となっております。

「新年の挨拶と会長の祈り」

新年あけましておめでとうございます。本年もどうぞともに良き年となりますこと、祈らせていただきます。

2023年は十干十二支では癸卯（みずのと・う）という年にあたります。

「癸（みずのと）」は雨や露、霧など静かで温かい大地を潤す恵みの水を表しています。また、十干の最後の10番目にあたり、生命の終わりを意味するとともに、次の新しい生命が成長し始めている状態を意味します。

「卯（う）」とは穏やかなうさぎの様子から安全、温和の意味があり、また、うさぎのように跳ねあがるという意味もあり「卯」年は何かを開始するのに縁起が良く希望にあふれ、景気回復、好転する良い年になると言われます。

昨年は、コロナ収束はようやく見え始めたものの、ウクライナ侵略戦争に始まり、エネルギー不足、食糧不足、記録的円安による物価高という政治、経済、生活ともに不安で不透明な年でした。

新しき年が「癸卯 みずのと・う」にちなんで、戦争が収まり、平和で穏やかな日常を迎える年になりますこと、心より切望し期待するものです。
(会長：税理士 表 征史)

Q&A つづき

「暦年課税」を選択した場合

① 1年間に贈与を受けた財産の合計額 110万円以下なら贈与税はかかりません。（贈与税の申告は不要）

② 課税価格に応じ贈与税の速算表で税額を計算します。

相続税は？
相続財産の価額に贈与財産の価額を加算する必要はありません。ただし、相続開始前3年以内に贈与を受けた財産の価額（贈与時の価額）を加算する必要があります。相続財産に贈与財産は加算しなくてよい。

「相続時精算課税」を選択した場合

① 1/1～12/31までの1年間に贈与を受けた財産の価額の合計額から2,500万円の特別控除額を控除した残額に対して一律20%の贈与税がかかります。

相続税は？
贈与者が亡くなった時の相続税の計算上、相続財産の価額に相続時精算課税を適用した贈与財産の価額（贈与時の価額）を加算して相続税額を計算します。その際、既に支払った贈与税相当額を相続税額から控除します